

3 級審判員復活制度について

2019 年 4 月 17 日

審判委員会 指導部

3 級審判員資格を更更新手続きのミス等により失効した 3 級審判員の救済措置として、3 級審判員復活制度を設けています。この復活制度は、3 級審判員昇級認定講習会の第一次審査(実技審査)を免除とするものです。

1. 復活制度が適用される条件

- (1) 3 級審判員資格を失効後 1 年以内であること。
- (2) 4 級審判員資格を取得していること。
3 級審判員資格を失効すると、全ての審判員資格が失効になります。したがって、3 級審判員復活制度を利用するためには、4 級審判員資格の取得が必要になります。
- (3) 4 級審判員資格を取得した年度内に、3 級審判員昇級認定講習会に参加し、第二次審査(競技規則試験及び体力テスト)に合格するところ。

2. 復活制度の手続き方法

- (1) [前年度 3 級資格保持者証明書] の取得
群馬県サッカー協会より [前年度 3 級資格保持者証明書] を取得します。
- (2) 4 級審判員資格を取得後、必要書類を群馬県サッカー協会に提出します。
[必要書類]
 - 4 級審判員証のコピー
 - [前年度 3 級資格保持者証明書]
- (3) 必要書類を確認後、群馬県サッカー協会より [3 級復活申請受理書] が送付されます。
- (4) 3 級審判員昇級認定講習会への申込み
3 級審判員昇級認定講習会の受講申込みは、Web 登録サイト [KICK OFF] より行います。
- (5) 3 級審判員昇級認定講習会の受講
受講時に [3 級復活申請受理書] を持参し、受付時に提示します。
(提示が無い場合には、受講することはできません。)

3. 書類の提出先

公益社団法人 群馬県サッカー協会
〒371-0854
前橋市大渡町 1-10-7 公社総合ビル 5F
☎(FAX) 027-256-7258 (7298)
Mail info@gunma-fa.com